

からしだね

vol.35

2019年3月



放課後等デイサービス・パン工場特集！



与える福祉ではなく、その人にとって必要なことをその人の自立に向けて支援する

こいしろの里 ホームページ公開中！

<http://www.betesta.or.jp/>

こいしろの里

検索



そもそも入所施設が中心であった当法人がなぜパン工場等々の在宅支援に取り組んだのか、その理由について改めて述べておきたい。

それは私が施設長に就任した 2011 年の翌年、施設の近隣で起きた事件が発端であった。事件の概要は 60 代の母親が 30 代の娘（知的障がい者）の首を絞め殺すという悲惨なものであった。かつて「青い芝の会」の「母よ殺すな」という著書を読んだことがある。当時は全国平均すると毎年 100 名ほどの障がい者が母親に殺される事件が起きており、事件数の増減はあるもののそういった類の事件は現在まで及んでいるという。こうした衝撃的な現実について、当施設の保護者たちに尋ねたところ、驚いたことに多くの保護者たちは、十分に理解できると云う。なぜなら我が子が幼い頃、いっそ二人で死のうと考えたことが一度や二度ではないというのだ。これは古くて新しい問題だ。そして解決されなければならない問題だ。

さて、私が 2012 年に遭遇した事件からさかのぼること 5 年ほど前の 2007 年のことだ。入所利用者が自転車で 20 分ほどの近在の農家に仕事に行っていた。その通勤途上、櫛田川の土手で立小便をしたところ、スクールゾーンが一部重なっていることからそれを目撃した地域の人から近くの学校に通報された。それは「不審者通報」として処理され、またたく間にその地域の 1 万 7 千世帯に回覧板でもって通知された。それは施設運営者である私たちが関係者に謝罪してまわっても、「不審者」にされた彼に対する反発は最悪の形となって表れた。まず彼が働いていた農家の経営者が地域の公民館に呼び出された。そこでは自治会長をはじめ、地域の PTA の保護者たちが総勢 20

名ほど集まっており、利用者である彼を辞めさせるように追及を受けたという。なかには農協に作物を納めていることから、農協の権力者だという人物からは「もし辞めさせなければ地域でメシが食えんようにしたる」といったものもあったという。他方、地域の人たちがその働いている農家まで複数でやってきて、利用者本人を罵倒していくことも何度かあったと云う。「うちの家がつぶされる」と農家の経営者からは悲鳴があがり「たすけてほしい」と泣きつかれた。その結果、一時的に利用者の通勤を停止せざるをえなかった。本人は重労働にやっと体が慣れた 1 か月が過ぎた頃だった。突然仕事に行けなくなったことに「仕事が出来んや」と私たち施設の職員に泣きながら訴える彼の姿は、理不尽を一身に受けた者としての切ない姿であった。

私はこれを許してはならない差別事件だと認識した。当時私は副園長の職制であったが、これを正すためにできる可能なことはすべて実施しようと試みた。たとえば三重県内の人権に関わる 84 か所の公的機関に事件の詳細報告及び人権救済の申し入れを実施した。同時に法務局の人権擁護局にも弁護士を通じて人権救済を申し入れた。結論からいうと、結果は「オール無視」であった。三重県障がい福祉課にも申し入れをしていたところ、当時、Y 室長と偶然に会った際に、この件について近在の学校等で私に障がい者の人権啓発のため講師をしてもらえるならその仲介の労を取るのはやぶさかではないと指摘された。私は反発を感じつつ県の室長にこう言った、「知的障がい者の人権の啓発をしなければならないのは行政の責任やないですか。なのに一民間人でなおかつ職務分掌以外の仕事を私がしなければならないというのはどう





「意味ですか？」と問うと、室長は「そんなことを言うならもう知らない」とそれきりだった。

行政の対応はそんな程度だろうとあながち予測もできたが、最も私がショックを受けたのは、この事件に対する同じ施設で働く支援員（同僚たち）の反応だった。

本人である利用者は「仕事がしたい」と数日間泣き続けた。職員らの大半のアンケートによると、「本人は可哀そうであるが、農家がつぶされる危機にあるから仕方がない。また親としての立場であるなら地域の人々の行動も理解できる」というものであった。

「誰のための、何のための障がい者施設なのか」と強い憤りと疑問が私には残った。いわゆる『いざというとき』には、施設職員といえども健常者側の立場に立ってしまうことを痛感させられた。例外は当時の理事長であった林氏が「李さんの気のすむまでやったらええ」と言っていた点だけであるが、当然のことながら私の気が云々の次元の話ではない。だが施設内でこの件に対して困ったような顔をしているだけの同僚たちを横目に見ながらも、公的機関を相手に私は不毛なやり取りで2年ほどもがいていた。だが当時の私には職務分掌を越えた範囲で展開をする気はなかった。できる範囲では一生懸命やるが、それ以上は無理というより、むしろそもそも「できる範囲」で解決されるべきだと考えていた。もし「できる範囲」で解決されないのであれば、そういう場面に立たされた当事者たちにとって解決ができないことを意味している。さらに行政が唱えている共生社会というのはまるっきり絵に描いた餅にすぎないことになってしまう。だから社会的役割を担っている



立場の誰かが利用者の受けた人権侵害の救済に共鳴してくれるはずだと考えていた。私のイメージする解決は公的機関からどのような形であれ、利用者が受けた排除は差別に該当するというジャッジを引き出すことであった。だから84か所に配布した報告書の最後は、具体的に何かを求めるのではなく次の言葉で締めくくった。

「解決にむけて

「松阪市人権のまちづくり条例」（三重県もほぼ同じ内容の条例がある）の第3条（市の責務）には、「松阪市（以下「市」といいます。）は、第1条の目的を達成するため、市民の人権の擁護、救済の取組みや人権意識の高揚をはかる施策を積極的に策定し、実施する責務を有します」と条例では示されています。私たちが最大に訴え、求めたい点は、前記文中の「救済の取組み」です。利用者は人権において、同じ人間であり、同じように尊厳のある一人の

人間です。また、このような事件を教訓として、障がいがある人たちが、松阪市の一市民として安心して心豊かに地域生活を営むことができるよう、啓発活動に努めていただきたいと思います。

どうか本書の趣旨を踏まえていただき、関係者各位におかれましては、ご協力・ご意見・ご配慮のほどを切に願う次第です。」

最終的に私はもがくだけもがいてみたが、施設の内外共に反応がなかった。それは「私の孤立」ではなく、障がい者の人権に関わる問題に対する「社会の強い無関心」を具体的に示すものであった。

やがてそこに冒頭で記述した2012年の事件がやってきたのである。





母親に首を絞め殺された娘は、日中は家の中に閉じ込められていて、夜に集落を徘徊していたという。その話を聞いて私は夜に同じようにその集落を何度か実際に歩いてみた。農村の集落はあちこちに狭い路地があり、娘は夜にどんな気持ちで歩いていたのか、それぞれの窓辺の薄明りに何を考えたろう。あるいは徘徊する娘を時にはむかえに母親が集落の路地を歩くこともあったであろう。曲がり角をまがると当施設が見えた。月夜に照らされ淡い灯りをともした施設は本当にシャガールの絵に出てくるように青く美しかった。母親はその風景をどんな気持ちでながめていたのか、それを考えると私は何度もいたたまれなくなった。その集落からも施設建設時には執拗な反対があったので、母親が肩身の狭い思いをしていたのは容易に想像できる。だが殺さねばならぬほどであったのならどうして施設に逃げ込んでくれなかったのか、それが無念で悔やまれてならない。私はその理由について考え続けた。その母親にかかっていた圧力はどのようなものであったのか。ただひとつわかることはおそらくそこにどうしようもない隔絶した孤立があったということである。

さらに私には後悔の日が続いた。拠点施設として母娘の存在をわかっていたなら助けられたのではない。特に、集落から次第に事件の痕跡が消されていくのに反して私は自責の念に苛まれた。毎朝、車で通勤する際、施設が近づくとハンドル

の右側に事件の家が視界に映る。最初は黄色いテープでおおわれていた家が、事件のテープがとられて家が壊された。やがてその家の跡地をブルドーザーで平にしてしまい事件の痕跡は視界から完全に消されていった。春になるとその土地に菜の花が植えられ、菜の花が風にゆれる風景は美しい農村の風景以外の何物でもない。それを見ると、私はなおさら激しい自責の念に苛まれることになる。

私の自責の念とは、地域で排除された 2007 年の利用者に対する問題とつながっている。それは「できる範囲」を越えてやらねば、この社会では絶対に解決しない問題であるということだ。職務分掌や社会的役割といった「できる範囲」にこだわっていれば、自ずからリミッター（自己制御）をつくることになり解決に手がとどくこともなくどんどん広がり「解決しない問題」として社会に蔓延していくだろう。

福祉で働く私たち、いやあえて私でいい。私は近在で娘を殺してしまった親子に改めて新たに会わなければならない。そのためにはできることだけではなく、最初から計算の上で予定を立てるようなこと以外のことも積極的にやっ払い決意した。

この決意が入所から在宅に舵をきった事業展開の動機であり理由である。



放課後等デイサービス「びーとる」の サービス内容が変更になります！



支援員 竹内恵

2019年4月より放課後等デイサービス「びーとる」のサービス内容が追加になります。ひとつめは時間の延長です。現在の営業時間は8時30分から17時30分ですが、**20時まで延長します**。時間延長に伴い夕食の提供も行います。ふたつめは**入浴支援を追加します**。設備が整っていますので

車椅子の方の入浴も可能です。お家での入浴が難しいお子様や保護者のお仕事の都合、生活リズムを見直したいなど、お困りの事があれば是非ご相談ください。びーとるの活動は以下のとおりになります。

ご不明な点や質問等ありましたら何時でもびーとる担当職員〔竹内〕までご連絡ください。

タイム	日課		送迎
8：30	受入れ		自宅まで迎え 
9：00	あいさつ・視覚支援		
	活動 外出・プール・散歩等 身体を動かす活動		
12：00	昼食		下校時間に合わせ 学校まで迎え 
13：00	鑑賞 音楽やDVD鑑賞		
14：00	活動 おやつ作り・リトミック 工作・学習・読み聞かせ		
15：00	おやつ		
15：30	活動 リトミック・工作 学習・読み聞かせ		
16：10	掃除		自宅まで送り 
16：30	読み聞かせ	活動	
17：00	送り出し	運動・学習	
18：00		夕食	各自お迎え
18：45		入浴	
19：30		活動 運動・学習	
20：00		送り出し	



○昼食後13時から鑑賞時間とし、身体の休む時間を日課に追加します。

○夕食はこいしろの食堂で提供し、保護者負担金は1食222円とします。

○夕食後18:45より19:30を入浴の時間とし、保護者負担金はオプション200円とします。

○送迎は現在と変わりません。17時以降は19時又は20時に保護者によるお迎えとなります。(土日祝は16時30分送迎開始になります)

服薬と人権シリーズ その1

「隠されている代理人の罪！」



施設長 李在一

私は仕事柄、知的障がい者（以後「利用者」と記す。）の葬式に少なからず接してきた。私の体験から向精神薬を常用してきた者と、そうでない者との差について述べたい。

それは火葬場における「お骨ひろい」のことだ。

思い起こせば私の父の「お骨ひろい」では他の人のケースと比べて骨がやや緑色をしていた。その色が異様に思えて私なりに調べてみるとどうやら生前、抗がん剤を多用したことに原因があるということがわかった。そんなものかと感じたものの、これが利用者の場合となるとその差はあまりにも圧倒的なのだ。

服薬をしていなかった利用者の場合、骨格が標準的な形で残る。

服薬をしていた利用者の場合、ひざやひじといった骨の固まりの部分がかろうじて形をとどめておくだけで後はほとんど残らない。のどぼとけもほぼ形をとどめていない。

骨の状態が共通してあまりにも明らかにちがすぎるのだ。「健康な骨」と「病んだ骨」との差と言ってまちがいない。この差をいつしか意識するようになり、火葬場で利用者の「お骨ひろい」があると服薬の有無を意識するようになった。

火葬場の専門職の方の中には残った骨から生前の人生を一定程度に予測できる人がいるという話を聞いたことがある。私が体験した骨の差は客観的かつ科学的に立証されたものではない。あくまで私の体験上においての事実にはすぎないが、それを踏まえてもなお言いたいことがある。それは生前に物言えぬ立場を強いられた利用者たちの最後のメッセージだと私には思えるのだ。そうしたメッセージに答えねばならない。

このシリーズにおける想定範囲を、利用者が服薬する向精神薬を前提として展開していく。

さて、昔から「薬にも毒にもならない」という表現がある。この意味は、害にならない代わりに、役に立つこともない、あってもなくてもどうでもいいもの、居ても居なくても何の影響もない人のたとえとして表現される。服薬の観点からだ、飲んで毒になるわけでもなく、だからといって薬としての効能があるわけでもないということになる。

それではこの基準を向精神薬にあてはめてみよう。

もし仮に向精神薬が「薬にも毒にもならない存在」であれば何の問題も何の罪もない。だが現実には強烈な「毒（＝副作用）」がある。どれほどの「毒」があるのかについて、「主犯」である医師は別にして「服薬させている側」があまりにも無関心かつ無知な現実がある。薬の処方領域であるが、それは健常者に限った話だ。知的障がいのある利用者の服薬におけるプロセスは、医師単独で服薬にまで至ることは絶対ではない。

健常者なら自分の意思で病院に行き診察を経て自己責任で服薬をする。あえていうが医師になんと言われようが、服薬の有無はどこまでいっても本人の意思である。

だが利用者が自分の意思で病院に行くことはない。言葉の意味を理解できない利用者にとって通常の診察は成立しないのである。つまり、医師は服薬可能となる「病名」や「診断名」を判断することができないはずである。しかし現実には利用者には種々様々な「病名」や「診断名」がつけられている。



この点に注目すべきだ。

利用者と医師の二人だけの関係、すなわち二人称の関係では診察が成立しない。そこには必ず利用者のことを医師に告げる第三者がいる。それが親族たちであり、ときに施設職員らである。そういったいわば利用者の「代理人」の存在があつて、初めて薬漬けにされる利用者たちが生まれることになる。親族や施設職員たちの責任は重大きわまるものだ。

たとえばほんの一例としてセレネース（抗精神病薬）という薬がある。その副作用の中に「突然死（症状が出現してから24時間以内に死んでしまうこと）」がある。死因が特定できるもの（虚血心疾患、心室性不整脈、大動脈瘤破裂、脳血管障害、てんかん重責発作、喘息重責など）と解剖などによっても疾患の特定できない原因不明の突然死がある。「心停止」などもそうで、文字通り心臓が止まることを意味している。つまり死ぬ可能性があるという意味だ。

要するに副作用として「死ぬことがありますよ」

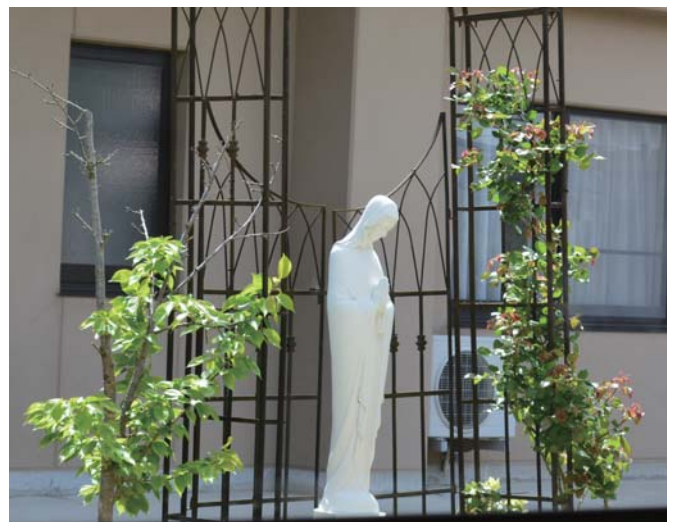
ということが示されている。200から300もの副作用が示されている薬さえ、ちっともめずらしいものではない。

そういう重大な副作用があることを「代理人」たちは全く知らない。それを知らずに診察において服薬につながるスイッチを押す役割を果たしているのだ。もし仮に知っていれば恐れ多くて利用者の症状についての解説（服薬のスイッチを押すこと）などできるはずがない。

問題はこうした現状にありながら、「代理人」たちが裁かれることがない。自分たちが利用者に対して如何に重大な人権侵害をしているのかという罪を自覚することさえできないでいる。

「代理人」たる利用者の親族たちや施設の職員たちは、「服薬支援」と称した行為について、改めて自らの行いを検証するべきである！

～つづく～



施設の中庭にあるマリア像

障がい者（以下、「利用者」と記す。）の自立が求められるようになって久しい。今日、社会福祉法人ベテスタでは利用者の自立に向けて「本気」の取り組みをすることとなりました。今回はその「本気」を紹介します。

まず利用者の「自立」という定義について整理します。

「利用者の自立」は健常者と同じ意味での自立ではありません。利用者は社会保障を受ける権利があり、社会は利用者の生活を保障する義務があるのです。

それを前提として、それでもなお利用者にはそれぞれの自立が必要だと捉えています。

わかりやすくするため、あえて極端な事例をあげます。

たとえば利用者の親族全員がお亡くなりになったとしましょう。

「一人だけ残った利用者はどうなるでしょうか？」

この問いかけにどれだけの親族たちが応えることができるのでしょうか。おそらく具体的に応えられる人はきわめて少数ではないでしょうか。だからこそ親亡き後の漠然とした不安が消えることがないのです。

一人だけ残った利用者の人生について応えられる人が少ないのは、制度を知らないからだけではありません。障がいの程度や年齢、それまで生きてきた環境や経済状態等によっても人生設計が異なります。つまり誰にでも等しい「これだ！」という回答はないのです。だからこそ、具体的に社会（行政や相談支援等）に対してそれぞれの位置から答えを求めなければ決して得られるものではないのです。

これからシミュレーションをしてみましょう。

そうすることで初めて利用者にとって何が必要で、何を身につけなければならないかが見えてくるのです。それだけではありません。そこには克服しなければならない問題も具体的な形となって現れてくるはずです。

そこで当法人の「与える福祉ではなく、その人にとって必要な支援を、その人の自立に向けて支援する」という理念が生きてきます。

現在、成人した利用者の生活の場としては、

- ① 自宅から作業所に通う
- ② グループホームに入居する
- ③ 入所施設に入所する
- ④ アパート等で一人暮らしをする

以上の4つの選択肢がある状態です。

「自立の家」はそのどれでもない5番目の形として登場します。

当法人にはすでに①～④の機能があります。それらを活用して「自立の家」を支えていく仕組みがあります。

「自立の家」は終の棲家として利用できるだけでなく、自立訓練をする一時的な場所として活用することもできます。さらに成人の利用者だけでなく、生活訓練の場として子どもも利用することができます。

当法人は計画相談も行っております。経済的自立を前提に、働ける場所や住む家についての相談も受け付けております。お気軽にお問い合わせください。

なお行政の範囲から出ている分野はすべて社会貢献事業に属しています。

一般就労

- ・ (株) BSK など

パン工場

- ・ B 型作業所



この3つが
働く場所だよ

まある

- ・ B 型作業所
- ・ 生活介護
- ・ 就労移行

自立の家



龍樹庵

- ・ 自立訓練活用所

入所施設 こいしらの里

- ・ 短期入所
- ・ 体験入所
- ・ 生活介護

グループホーム こいしろ

- ・ 短期入所
- ・ 体験入所
- ・ サテライトサービス

グループホーム ひまわり

- ・ 短期入所
- ・ 体験入所
- ・ サテライトサービス



この4つの施設が
自立の家をサポートするから
安心です！

2018年8月から「災害備蓄用の缶入りパン」の製造を開始し、早8ヶ月が過ぎようとしています。開設当初は何分初めての事ばかりで試行錯誤を繰り返しながら、なんとか年度末を乗り切ることができそうです。これもひとえに皆様からの「ぱんカンぱん」へのご理解とご協力の賜物だと感じております。この場をお借りし、厚くお礼申し上げます。

さて、「ぱんカンぱん」では職員4名と利用者12名が毎日、楽しく、心を込めて「災害備蓄用の缶入りパン」を製造しています。受注量も毎月増えており昨年12月には1,000ケース(24,000缶)／月でありましたが、年度末の3月は2,700ケース(64,800缶)／月の販売予定を見込んでおります。64,800缶は日に換算すると、約3,000缶／日の製造量となります。

また、利用者数も稼働当初は8名でしたが、様々な広報活動と営業活動によって徐々に仲間が増えてきており、現在では12名となっております。しかしながら定員20名にはまだまだ届かず、早急に定員を確保することと、さらなる販売先の開拓が急務となっております。

そのような中、パン工場の職場は非常に明るく活気に満ちており、作業中はどの利用者也真剣な眼差しで作業に取り組み、お昼休みはみなでお弁当を食べながら笑い声が絶えず、帰る時はお疲れ様！ また明日ね！ と、声をかけあってバスに乗り込みます。このような毎日のありきたりな繰り返しが、とても幸せなことなんだと常々感じております。

障害者の自立をめざし「ぱんカンぱん」は動き出しました。

そして「世界の飢餓問題を障害者が救うんだ！」を目標に毎日みんなで頑張っています！

これからも皆様方のご理解とご協力をよろしくお願いいたします！

工場見学も是非来てください！ 待ってます！



障害者就労継続支援B型事業所

「ぱんカンぱん」利用者 随時 募集中

利用者の皆さんが自立することを目標に、さらに将来への夢と希望を語りながら
日々の生活と豊かな社会生活を営むことができるよう取り組んでおります。

稼げる仕事
見つけたよ！

様々な工程があるから
自分にぴったりの作業に出会える！

募集要項

もの作りが好き！きれいな職場で働きたい！
社会の役に立てる仕事をしたい！
そんな方にぴったりなお仕事です。

- ▶ 仕事内容 災害用備蓄用缶パン製造
- ▶ 勤務地 三重県松阪市上川町1921-1
- ▶ 年齢 不問
- ▶ 工賃 3～7万円程度の支給を目指しています。(能力に応ずる)
- ▶ 従業時間 8:30～17:30 ※作業時間は応相談
- ▶ 待遇 送迎あり、昼食あり

様々な工程の中から、お一人お一人に合わせた作業を提供いたしますので、その人の強みを十分に発揮していただけます。経験豊かなスタッフが丁寧に指導することで、未経験の方でもスキルアップしていただき工賃アップに繋がります。

「ぱんカンぱん」では、職員と利用者が手を取り合い
「3つの願いと想い」を込めて、災害用備蓄パンを作ります。

1

この世で最も
おなかが膨れる
パン

災害時に被災者の方々が
おなか一杯に食べられる
パンを作ります！

2

この世で最も
楽しい
パン

想像力を豊かにし、
職員と利用者が楽しめる
パン作りをします！

3

この世で最も
幸せな
パン

世界の飢餓問題の解決に挑み、
子どもを含む多くの人々に喜んで
もらうパンを作ります！



ぱんカンぱん
PAN CAN PAN

社会福祉法人ベテスタ 〒515-0212 三重県松阪市稲木町1008

お気軽にお問合せください ▶ tel:0598-28-4835 fax:0598-28-4895

<https://pancanpan.jp>

放課後等デイサービス

新規利用者
募集開始!!

おまたせしました!

新サービス開始!!



時間延長



営業時間が8時30分～**20時**まで

延長になります! 保護者のお仕事

が長引いても安心です。

夕食



栄養士の考えたバランスの良い食事

を、こいしろの里施設内にある厨房

で作し、提供します。食事負担金は

1食222円です。

入浴支援



車イスのお子様の入浴、お家での入浴が

難しいお子様や、生活のリズムを見直し

たいなど、入浴でのお困りの事があれば

ご相談ください。負担金は200円です。

随時見学を受け付けております。
お気軽にお問い合わせください。

お問い合わせ

放課後等デイサービスびーとる
障害者支援施設 こいしろの里

TEL

0598-28-4835

〒515-0212 松阪市稲木町1008

<http://www.betesta.or.jp/>